

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

- ・市町村交付金（社会保障財源化分）

69,050 千円

（歳出）

- ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,640,197 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	H29決算額	一般財源					
		国県支出金	地方債	その他	うち引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
社会福祉 ・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 など	民生総務費	6,005	165		3,000	2,840	178
	福祉総務費	22,276	2,942		170	19,164	1,202
	遺家族援護費	545				545	34
	身体障害者等福祉費（障害者自立支援給付費）	261,799	186,016		2,590	73,193	4,592
	老人福祉費	5,468	982			4,486	281
	老人福祉施設費	368				368	23
	老人保護措置費	75,548			12,258	63,290	3,971
	在宅福祉費	6,294			2,381	3,913	246
	児童福祉総務費	73,755	22,511		5,469	45,775	2,872
	保育所運営費	216,501	138,191		10,023	68,287	4,284
	児童館運営事業費	771			6	765	48
	子育て支援事業費	397				397	25
	児童手当費	73,126	61,422			11,704	734
	小計	742,853	412,229		35,897	294,727	18,491
社会保険 ・国民健康保険 ・介護保険 など	国民健康保険事業費	75,522	44,376			31,146	1,954
	介護保険事業費	209,818	2,028			207,790	13,037
	後期高齢者医療事業費	251,878	39,891		3,232	208,755	13,097
	小計	537,218	86,295		3,232	447,691	28,088
保健衛生 ・医療に係る施策 ・予防対策 ・健康増進対策 など	健康づくり対策費（健康長寿のまちづくり推進事業）	2,498			71	2,427	152
	保健事業費	32,628	848		1,042	30,738	1,929
	病院費（繰出金）	325,000				325,000	20,390
	小計	360,126	848		1,113	358,165	22,471
計	1,640,197	499,372		40,242	1,100,583	69,050	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。人件費（職員給与費）及び事務費は除きます。よって、予算額とは一致しません。
 本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）を示すもの（総務省事務通達）であり、下記は其中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

※1 社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※3 社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること

事例）生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

※4 社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
 事例）国民健康保険、介護保険、年金 など

※5 保健衛生：国民の健康を保つための施策
 事例）医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など